

独立行政法人国立高等専門学校機構  
○釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施規則  
(平成26年7月31日釧高専達第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校(以下「本校」という。)において教員職体験インターンシップ(以下「インターンシップ」という。)を行う場合における当該インターンシップの期間、実施方法、服務、その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本インターンシップは、大学院の学生等に対して本校における教員就業体験の機会を提供することにより、高い職業意識を醸成するとともに、専門性を生かせる職業選択の範囲を広げ、高等専門学校教員職に対する理解を深めさせることを目的とする。

(対象者)

第3条 本インターンシップは、原則として、大学院博士課程及び修士課程の在籍者及び既卒者を対象とする。

(実施期間)

第4条 実施期間は、原則として5日を超えない範囲とし、具体的な日程については、インターンシップ生を受け入れる学科等の実情により校長が決定する。

(実施時間)

第5条 実施時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から16時30分までとする。ただし、実施内容により時間を延長することがある。

(実施場所)

第6条 実施場所は、原則として本校内とする。

(インターンシップ生の受入手続及び決定)

第7条 インターンシップを希望する者は、在籍する大学の部局の長(以下「大学の責任者」という。)等を通じて、別に定める期日までに「インターンシップ申込書」(別紙様式1)を校長に提出しなければならない。なお、既卒者にあつては、直接、校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の申込書の提出があつたときは、インターンシップ生の受入れの可否を決定し、「受入可否決定通知書」(別紙様式2)により大学の責任者等(申込者が既卒者の場合は、本人)へ通知するものとする。

3 大学院在籍者のインターンシップ生の受入に当たっては、当該大学の責任者等と校長との間で、インターンシップ期間中における遵守事項等を記載した覚書(別紙様式3)を締結するものとする。

4 インターンシップ生は、インターンシップ開始前に服務規律等の遵守にかかる誓約(別紙様式4)をしなければならない。

(実施内容)

第8条 インターンシップの実施内容は、以下のとおりとする。

- (1) 授業及び実験の見学
- (2) クラブ活動及び寮当直の見学
- (3) 講義体験
- (4) その他教員職体験インターンシップに有用であると認められる内容

(服務)

第9条 インターンシップ期間中、インターンシップ生は本校職員としての身分は保有しない。ただし、本校職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、本校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

- 2 インターンシップ生は、インターンシップ期間中において、インターンシップ生の指導、監督等を担当する教員の指示に従わなければならない。
- 3 インターンシップ生は、疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、事前に担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(秘密の遵守)

第10条 インターンシップ生はインターンシップ中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。インターンシップ終了後も同様とする。

(インターンシップの成果物の取扱い)

第11条 インターンシップ生がインターンシップの成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に校長の承認を受けなければならない。

(インターンシップに係る費用)

第12条 本校は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬、手当、居住地から本校までの交通費及び食費その他の費用を支給しない。

(インターンシップの中止)

第13条 校長は、次の各号に該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。

- 一 インターンシップ生が第9条又は第10条の規定による服務及び義務に従わないとき。
  - 二 インターンシップを継続することにより、本校の業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
  - 三 その他インターンシップを継続することが困難であると認められるとき。
- 2 校長は、前項の規定によりインターンシップを中止する場合であって、インターンシップ生が大学院在籍者であるときは、その旨を大学の責任者等に通知するものとする。

(インターンシップ中における事故責任等)

第14条 インターンシップ生（インターンシップ生が大学院在籍者である場合は、大学の責任者等を含む。以下この条において同じ。）は、インターンシップ期間中により、インターンシップ生が傷害を負った、又はインターンシップ生が関係者に損害を与えた

場合等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

2 インターンシップ生が、故意又は過失により本校に損害を与えたときは、インターンシップ生は、本校に対しその損害を賠償しなければならない。

(インターンシップの証明)

第15条 校長は、大学等がインターンシップ生のインターンシップ内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、当該インターンシップの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月31日から施行する。

【大学在籍者用】

(別紙様式1)

独立行政法人国立高等専門学校機構  
釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ申込書

平成 年 月 日

釧路工業高等専門学校長 殿

大学等名  
代表者名

印

釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施規則の遵守事項について同意するとともに、下記学生を釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ生として推薦します。

(ふりがな) 氏 名		性 別	写真貼付  (正面・上半身・脱帽、申込み3ヶ月以内撮影のもの)
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
所 属	(大学等・研究科・専攻・学年等記入)		
取 得 学 位	年 月 (取得・取得見込)		
現 住 所	〒 ( - )		
電 話 番 号		E-mail	
緊 急 連 絡 先	(住所・氏名・続柄・電話番号)		
実習希望専門分野又は学科			
実 習 希 望 日	(第1希望) 月 日～ 月 日 (日間) (第2希望) 月 日～ 月 日 (日間)		
体験実習申込理由			
傷害保険加入状況	加入時期(予定を含む) 平成 年 月 日 (傷害保険及び損害賠償保険の加入を証明する書類の写し添付)		
【以下大学等記入欄】			
大学等担当部署・担当者			
電話・FAX番号	(電話)	(FAX)	
担当者-mail			
その他特記事項			

※記載された個人情報は、本体験実習にのみ使用されます。

【既卒者用】

(別紙様式1)

独立行政法人国立高等専門学校機構  
釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ受入申込書

平成 年 月 日

釧路工業高等専門学校長 殿

氏 名 印

釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施規則の遵守事項について同意し、釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ生として申込みます。

(ふりがな) 氏 名	性 別		写真貼付 (正面・上半身・脱帽、申込み3ヶ月以内撮影のもの)
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
最 終 学 歴	(最終修了年月・大学・研究科・専攻等記入)		
取 得 学 位	年 月 (取得・取得見込)		
現 住 所	〒 ( - )		
電 話 番 号	E-mail		
緊 急 連 絡 先	(住所・氏名・続柄・電話番号)		
学 歴 ・ 職 歴	年 月	学歴・職歴 (大学入学時から記入)	
学 位 ・ 免 許 ・ 資 格	年 月	学位・免許・資格	
実 習 希 望 専 門 分 野 又 は 学 科			
実 習 希 望 日	(第1希望)	月 日	~ 月 日 ( 日間)
	(第2希望)	月 日	~ 月 日 ( 日間)
体 験 実 習 申 込 理 由			
傷 害 保 険 加 入 状 況	加入時期 (予定を含む) 平成 年 月 日 (傷害保険及び損害賠償保険の加入を証明する書類の写し添付)		

※記載された個人情報は、本体験実習にのみ使用されます。

【大学在籍者用】

(別紙様式2)

平成 年 月 日

〇〇大学

殿

釧路工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇

教員職体験インターンシップ受入可否の決定等について

貴大学より推薦のあった本校教員職体験インターンシップの受入れについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

(受入れ可の場合)

つきましては、別添のとおり覚書を締結しますので、覚書に記名・捺印の上、2通提出してください。

また、同送の誓約書に記名・捺印の上1通を提出してください。

記

1 学生所属・氏名

2 受入れの可否 可 ・ 否

(否の場合の理由)

(受入れ可の場合)

3 その他 (実習内容, 事務手続き等)

別紙のとおり

(以下, 1 大学複数名の場合)

1 受入可否

氏 名	所 属	受入可否	理 由 (受入否の場合)	備 考
		可・否		
		可・否		

(受入れ可の場合)

2 その他 (実習内容, 事務手続き等)

別紙のとおり

【既卒者用】

(別紙様式2)

平成 年 月 日

殿

釧路工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

教員職体験インターンシップ受入可否の決定等について

貴殿より申込みのあった本校教員職体験インターンシップの受入れについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

(受入れ可の場合)

[ つきましては、同送の誓約書に記名・捺印の上、提出してください。]

記

- 1 受入れの可否 可 ・ 否  
(否の場合の理由)

(受入れ可の場合)

- 2 その他 (実習内容, 事務手続き等)  
別紙のとおり

### (別紙様式3)

#### 独立行政法人国立高等専門学校機構 釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施に関する覚書

独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施規則（以下「規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、甲における教員職体験インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

#### (目的)

第1条 このインターンシップは、乙の学生をインターンシップ生として甲に派遣し、甲の教員職の就業体験を通して、職業意識を醸成するとともに職業選択の範囲を広げ、高等専門学校教員職に対する理解を深めさせることを目的とする。

#### (基本的役割)

第2条 甲は、乙の学生を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「実習期間」という。）、インターンシップ生として受け入れ、インターンシップ生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。

2 乙はインターンシップ生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。

#### (内容)

第3条 インターンシップ生の実習内容は、甲の教員職に関するものとし、詳細は甲乙協議の上、別途定める。

#### (実習期間等)

第4条 インターンシップ生の受入学科及び実習期間は、別紙のとおりとする。

#### (実習時間等)

第5条 インターンシップ生の実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分までとし、服務については、甲の定める規定を準用する。

#### (実習に係る費用)

第6条 甲は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬、手当、居住地から本校までの交通費及び食費その他の費用を支給しない。

#### (守秘義務)

第7条 甲、乙及びインターンシップ生は、実習期間中において知り得た互いの秘密情報（公開されていないものをいう。）について、実習期間中及び実習期間終了後を問わず、守秘義務を負うものとする。

#### (インターンシップの中止)

第8条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、インターンシップを中止しようとするときは、中止しようとする5日前までに、乙に当該インターンシップの中止を申し入れ、乙及びインターンシップ生の同意を得るものとする。



- 2 甲は、インターンシップ生が次の各号のいずれかに該当するときは、インターンシップを中止することができる。
- 一 第5条又は第7条の規定に違反したとき。
  - 二 正当な理由なく、インターンシップに参加しないとき。
- 3 前項の規定により乙又はインターンシップ生に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(インターンシップ生の賠償責任)

第9条 乙は、インターンシップ生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、インターンシップ生が実習中において関係他者等に損害、損傷等を与えた場合は、当該保険により補償する。ただし、問題が発生した場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決にあたる。

- 2 保険の利用等に関する必要な手続は、乙が行うものとする。

(インターンシップ生の災害補償)

第10条 インターンシップ生が実習により被った災害については、インターンシップ生の加入する保険によって補償する。ただし、問題が発生した場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決にあたる。

(誓約書の提出)

第11条 インターンシップ生は、インターンシップに先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第12条 甲は、インターンシップ生の個人情報の管理について万全を期し、インターンシップ生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、甲は、インターンシップ生の個人情報をインターンシップ実施以外の目的には使用しない。

(協議)

第13条 本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 釧路市大楽毛西2丁目32番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
釧路工業高等専門学校長  
○ ○ ○ ○ 印

乙 ○市○町○丁目○番  
○○大学長 ○○○○ 印

(別紙)

釧路工業高等専門学校教員職体験インターンシップ生一覧

〇〇 大学

インターンシップ生氏名	所属研究科・専攻等	実習希望専門分野又は学科	実習期間	備 考

【大学在籍者用】

(別紙様式4)

誓 約 書

この度、貴校において教員職体験インターシッププログラムを実施するにあたり、次の事項を遵守し、貴校には一切迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

1. インターシップ期間中は、実習に専念し、貴校の諸規則等及び教員職体験インターシッププログラム担当教員の指示に従うこと。
2. インターシップ期間中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を他に漏らさないこと。インターシップ期間終了後も同様とすること。
3. インターシップ期間中の災害等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること。
4. インターシップ期間中の事故防止に十分注意すること。

平成 年 月 日

釧路工業高等専門学校長 殿

大 学 名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
担当教員 \_\_\_\_\_ 学科・専攻  
\_\_\_\_\_

※記載された個人情報、本体験実習にのみ使用されます。

**【既卒者用】**

(別紙様式4)

誓 約 書

この度、貴校において教員職体験インターシッププログラムを実施するにあたり、次の事項を遵守し、貴校には一切迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

1. インターシップ期間中は、実習に専念し、貴校の諸規則等及び教員職体験インターシッププログラム担当教員の指示に従うこと。
2. インターシップ期間中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を他に漏らさないこと。インターシップ期間終了後も同様とすること。
3. インターシップ期間中の災害等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること。
4. インターシップ期間中の事故防止に十分注意すること。

平成 年 月 日

釧路工業高等専門学校長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_

※記載された個人情報は、本体験実習にのみ使用されます。